

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（改正案）

（H30 年度総会資料：会則修正箇所のみ抜粋しています。）

（会費）

第 16 条

会費は入会金、期会費、月会費、ビジター料とし、月会費は毎月口座振替により納入するものとする。

2 入会金は、入会の際支払うものとし、1 人 3,000 円とする。

3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。

正選手・準選手 (小学生、中学生)	正選手・準選手（小学生、中学生） 月額 10,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 6,000 円、3 人目以降は 1 人 4,000 円）
正選手・準選手 (高校生)	前期・後期各 24,000 円（前期は 4 月末までに、後期は 10 月末までに一括で支払うものとする。ただし、事情がある場合は分割納付を認める。）
休会費	無料

4 高校生枠のビジター料金は 1,000 円とし、練習の都度会計、高校生会計または会計補が徴収するものとする。

5 他チーム選手のビジター料金は、練習時間に応じて 1 時間枠は 1,500 円、また 1.5 時間枠は 2,000 円とし、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。

6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合限り、月会費を 6,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。

7 必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

8 賛助金は、クラブに協賛する団体、個人及び企業等からの寄付金をいう。

附 則

5 一部改正後の会則は令和元年 5 月 17 日に施行する。

一部改正(令和元年 5 月 16 日)